公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構林業担い手育成事業助成規程

第１章　総　　則

（趣 旨）

第１条　この規程は、林業担い手の育成を図るため、理事長が、予算の範囲内で交付する助成金に関し、公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構助成金等の適正化に関する規程に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

第２章　助成対象者及び助成事業等

（助成対象者）

第２条　助成事業の交付対象となる者は、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成８年法律第４５号）第５条第１項に規定する知事の認定を受けた林業事業体（以下「林業事業体」という。）及び林業担い手の労働安全衛生促進対策等を実施する団体（以下「労災防止団体」という。）とする。

（助成事業及び助成額）

第３条　助成事業及び助成額は、別表に掲げるとおりとする。

第３章　助成事業の申請等

（助成事業の提出書類）

第４条　前条に規定する助成事業の申請等で提出すべき書類及び添付書類は、理事長が別に定める公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構林業担い手育成事業に関する細則（以下「細則」という。）による。

（助成事業の申請）

第５条　第３条に規定する助成事業を実施しようとする者（以下「助成事業者」という。）は、理事長が別に定める日までに、事業計画書（細則様式第１号）を理事長に提出するものとする。ただし、やむをえない事由があると認められる場合は、この限りではない。

（交付の決定）

第６条　理事長は、前条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し適当と認めたときは、助成金の交付を決定し、助成事業者に通知（細則様式第２号）するものとする。

第４章　助成事業の変更

（助成事業の変更計画申請）

第７条　助成事業者は、第５条の事業計画書の内容の変更により、第３条に規定する費用の額等を変更する必要があるときは、変更計画書（細則様式第３号）に、必要な書類を添付して理事長に提出しなければならない。

（事業の変更の承認）

第８条　前条の規定に基づく申請を受けたときは、理事長はその内容を審査し適当と認めたときは、事業計画の変更を承認し、助成事業者に通知（細則様式第４号）するものとする。

第５章　助成事業の実績報告等

（実績報告）

第９条　交付の決定通知を受けた助成事業者は、事業が終了したときは、速やかに実績報告書（細則

様式第５号）を理事長に提出しなければならない。ただし、やむをえない事由があると認められる場合はこの限りではない。

（助成金の交付）

第 10 条　前条の規定に基づく報告を受けたときは、理事長はその内容を審査し適当を認めたときは、助成金の額を確定（細則様式第６号）し、助成金を交付するものとする。

（概算払）

第 11 条　理事長は、必要と認めるときは、概算払をすることができる。

（報告等）

第 12 条　理事長は、助成事業の適正な執行を図るため必要があると認められるときは、助成事業者に対し、報告若しくは関係書類の提出を求め、事業実施の状況等を検査することができる。

第６章　雑　　則

（書類の提出）

第 13 条　この助成事業に関して提出する書類は各１部とする。

（助成事業の実施状況の報告）

第 14 条　理事長は、助成事業と県及び市町村の事業との連携を図るため、県及び市町村に対し、必要に応じ助成事業の実施状況を報告するものとする。

（その他事項）

第 15 条　この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

１　この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

２　改正後の規定は、令和３年４月１日から適用する。

３　改正後の規定は、令和４年３月１日から適用する。

４　改正後の規定は、令和５年３月２９日から適用する。

５　改正後の規定は、令和５年５月２４日から適用する。

６　改正後の規定は、令和７年３月３１日から適用する。

別表

公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構　林業担い手育成事業　助成事業及び助成額一覧表

事　業　名	助　成　項　目	助　成　対　象	助成対象者	助　成　額　等
1. 高度林業技術 普及事業	①高度林業技術資格取得支援 高性能林業機械オペレーター養成など 高度林業技術資格の取得等に係る経費を 助成する。	①受講経費 ②業務補償費（賃金及び旅費） 但し、助成対象は国・県・市町村等からの補助及び受講経費の消費税を除いた経費とする。	林業事業体	・受講経費の1/2以内 ・業務補償費 （賃金の1/2以内、旅費は10/10以内）
	②森林施業プランナー等人材育成支援 森林施業プランナー養成など、高度林業技術に対応した人材の育成に係る経費を 助成する。	①受講経費 ②業務補償費（賃金及び旅費） 但し、助成対象は国・県・市町村等からの補助及び受講経費の消費税を除いた経費とする。		・受講経費の1/2以内 ・業務補償費 （賃金の1/2以内、旅費は10/10以内）
2. 新規参入促進 対策事業	①新規参入奨励金支援 林業事業体が新規参入従事者を通年 雇用する場合、奨励金を交付する。	①新規参入担い手の奨励金 但し、「緑の雇用」現場技能者育成事業による担い手は除く。		一人につき月２万円以内で、上限24ヶ月
	②林業担い手確保支援 安定的な林業労働力の確保を図るため、 林業技術の取得に係る経費を助成する。	①受講経費 但し、助成対象は林業担い手の候補者リストに登録された者とする。		受講経費の10/10以内
	③住宅確保支援 林業事業体が新規参入従事者の住宅を借上げ提供する経費又は新規参入従事者へ支給する住宅手当に要した経費を助成する。	①住宅の借上げ家賃 ②住宅手当		・助成対象経費の1/2以内で月2万円上限 ・対象期間は新規採用開始後24ヶ月以内
	④インターンシップ等支援 インターンシップ(実務実習、体験学習等を含む)又は職場見学の受け入れ指導経費を助成する。	①インターンシップ受け入れ指導経費 ②職場見学の受入れ経費		①1人・1日5,000円、1回当たり5日上限 但し、助成対象は2回までとする。 ②1回・1日10,000円
	⑤HP（ホームページ）開設・改良支援 新規参入促進を目的としたHPの開設又は 改良に要した経費を助成する。	HP開設又は改良経費 但し、助成対象は消費税を除いた経費とする。		助成対象経費合計の1/2以内で、20万円を上限

事　業　名	助　成　項　目	助　成　対　象	助成対象者	助　成　額　等
3. 林業労働災害防止対策事業	①振動障害特殊健康診断受診促進支援 振動障害特殊健康診断の受診経費を助成する。	①振動障害特殊健康診断の受診経費	労災防止団体	助成対象経費合計の1/2以内
	②蜂アレルギー検診受診促進支援 蜂アレルギー検診の受診経費を助成する。	①蜂アレルギー検診の受診経費		助成対象経費合計の1/2以内
	③エピペン（デカドロン）購入促進支援 エピペン（デカドロン）の購入経費を助成する。	①エピペン（デカドロン）の購入に要する経費		助成対象経費合計の1/2以内
	④労働安全衛生管理体制整備支援 安全衛生指導員に対する研修及び巡回指導等の実施に係る経費を助成する。	①報償費 ②旅費 ③需用費（消耗品費、印刷製本費等） ④役務費（通信運搬費、保険料等） ⑤使用料及び賃借料 但し、助成対象は国・県・市町村等からの補助を除いた経費とする。		助成対象経費合計の1/2以内
	⑤安全装備品購入等支援 安全防護衣などの安全装備品や動力遮断装置を備えた刈払機の購入経費、緊急伝達が可能な無線機等や下刈り負担を軽減し安全作業が可能となる装置（空調付き作業服等）導入、簡易トイレの 購入やレンタル経費を助成する。	①安全装備品等購入費 ②安全管理が可能となる無線機等装置導入経費 ③簡易トイレ購入費、レンタル料 但し、助成対象は消費税を除いた経費とする。 また、当該安全防護衣は国、県、当機構から過去3年以内に助成を受けた者（対象者及び備品等の種類が同一）は助成の対象外とする。	林業事業体	購入等費の1/2以内 但し、助成対象となる購入費の上限額は安全防護衣等が一人につき10万円、刈払機が一台、簡易トイレが一基・レンタル料一式につき10万円とする。また、安全管理が可能となる装置導入経費の上限額は25万円とする。